

愛知県教育委員会「生徒指導リーフ」NO3-1

「小さなサインが見えますか」

第1章

「いじめについて」



愛知県教育委員会義務教育課

平成27年7月改訂

第1章 「いじめ」について

「いじめ」とは？

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、本人が心身の苦痛を感じているもの」

いじめ防止対策推進法 第二条

具体的には

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- わざとぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。あるいは金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

潜在化するいじめとは

- 人の目を盗んで行われるので表面化しにくく、教師や親の発見が遅れることが多い。場合によっては、楽しい「遊び」や「ゲーム」をしているように外からは見えるが、実は遊びの延長としていじめが行われている場合がある。
- いじめに関わると、今度は自分がいじめの対象にされるとの思いから、周囲が傍観者の立場をとり、見て見ぬふりをするため、発見が遅れる場合がある。
- いじめられている児童生徒が、教師をはじめとする大人に相談すると、更にひどい仕返しを恐れたり、いじめを認めることを恥ずかしく思ったりして訴えることができず、いじめの行為が継続して長期に及び、取り返しのつかない問題に発展する場合がある。
- いじめられていた児童生徒がいじめる側になるというように立場が逆転したり、「みんながいじめているから」など、仲間外れにされるのが怖くて、いじめを見ていた児童生徒がいじめに加わったりするなど、立場が変化する場合がある。



ネット上では



「ネット上のいじめ」とは？

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を通してインターネット上で特定の児童生徒の悪口やひぼう・中傷を書き込んだり、送ったりする方法でいじめを行うこと

「ネット上のいじめ」の特徴は？

- 不特定多数の者から、絶え間なくひぼう・中傷が行われ、短期間で極めて深刻な被害となる。
- 匿名性により、安易にひぼう・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 悪意によって一度流出した個人情報や画像は回収が困難となり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師など、身近な大人が、携帯電話やスマートフォンなどの利用状況や、「ネット上のいじめ」の実態を把握することが難しい。

「ネット上のいじめ」にはどのようなものがある？

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）での「ネット上のいじめ」

- スマートフォン等で、無料通信アプリを利用する際に、次のような「ネット上のいじめ」がある。
 - ・当該児童生徒等に対するひぼう・中傷を書き込む。
 - ・当該児童生徒等以外でグループをつくる。・・・「外し」
 - ・当該児童生徒等の同意なしにグループから退会させる。・・・「追放」すぐに返信をしないと、「既読スルー」（無視した）と非難を受けて、いじめられるのではないかと不安から、依存症につながる場合もある。
- ブログ（ウェブログ）やプロフ（プロフィールサイト）、ツイッターやフェイスブックを利用する際に、次のような「ネット上のいじめ」がある。
 - ・第三者になりすまして当該児童生徒等に対するひぼう・中傷を書き込む。
 - ・当該児童生徒等になりすまして投稿する。
 - ・当該児童生徒等に無断で実名や自宅住所、電話番号や写真等の個人情報を掲載する。個人情報の流出では、その情報が悪用されるのではないかと長い間にわたって不安を感じるようになるため、当該児童生徒等やその家族の心理的負担は大きい。

メールでの「ネット上のいじめ」

- メールを利用する際に、次のような「ネット上のいじめ」がある。
 - ・ひぼう・中傷のメールを繰り返し、当該児童生徒等に送信する。
 - ・当該児童生徒等をひぼう・中傷する内容を、チェーンメールとして友達に送付する。